

防犯パトロール活動の保険の 加入費用を助成します

地域の防犯パトロールを行っている皆さんへ

パトロール活動の注意点

必ず複数人でパトロールしてください。

不審者や事故を発見した場合は、110番通報をして、その場の状況を警察に知らせてください。

ご自身に危害がおよばないよう十分ご注意ください。

これからパトロール活動を始める場合には、事前に警察署へ相談してください。

安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域の皆さんが行う **防犯パトロール** を支援します。

1. 対象となる団体

地域住民等（在住・在勤・在学）5名以上で組織され、安全安心まちづくりの実現に向けた自主的な防犯活動を継続的に行っている団体。

ただし、町会・自治会及びその内部の団体（町会防犯部等）を除く。

営利を目的としていないこと。

2. 対象となる活動

地域住民が安心して生活できるように、犯罪や事故などを防止するための活動

地域住民の生活安全に関する意識の啓発になる活動

その他、安全で安心なまちづくりのための活動

3. 対象となる助成

防犯パトロール中の事故等を補償する 保険の加入費用 を助成します。

4. 助成額

上記3の加入費用について、1団体あたり3万円を上限として助成します。

5. 申請書等の配付日

令和4年5月16日（月）から

危機管理部 地域生活安全課（世田谷区役所第3庁舎3階33番窓口）

申請書は、ホームページにも掲載されています。

裏面あり

6. 申請書等の提出期間および提出場所

令和4年5月16日(月)から6月17日(金)まで

危機管理部 地域生活安全課窓口(世田谷区役所第3庁舎3階33番窓口)

7. 提出書類

- ・ 世田谷区地域安全安心まちづくり区民活動支援助成金申請書(第1号様式)
- ・ 保険加入に係る領収書等の写し
- ・ 保険の加入内容(保険の種類、期間、契約者数や契約者名等)が分かる書類の写し

8. 助成金交付までのスケジュール(予定)

- ・ 5月16日～6月17日 助成金の申請(団体 区へ提出)
- ・ 7月中旬頃 助成金の交付の可否を決定します。(区)
- ・ 7月中旬 可否決定通知や請求書等を各団体に送付します。
(区 団体へ送付)
- ・ 7月第3週目～ 助成金の請求(団体 区へ提出)
- ・ 8月上旬以降順次 助成金の振込み(区 団体へ)

問い合わせ先

世田谷区 危機管理部 地域生活安全課

担当 谷本

電話(5432)2267【直通】

FAX(5432)3066